

# お知らせ版

2010.1.1

No.200

所得税の確定申告の際に電子証明書を添付してe-Taxで申告される方は、最高で5,000円の税額控除が受けられます！（期間が延長されました）

## ①最高5,000円の税額控除を受けることができます。

平成21年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内（平成22年1月18日から3月15日まで）にe-Taxで行うと、所得税額から5,000円の控除ができます。（平成19年分または平成20年分の確定申告で、この控除を受けた方は受けられません。）

## ②医療費の領収書や源泉徴収票などの提出または提示を省略できます。

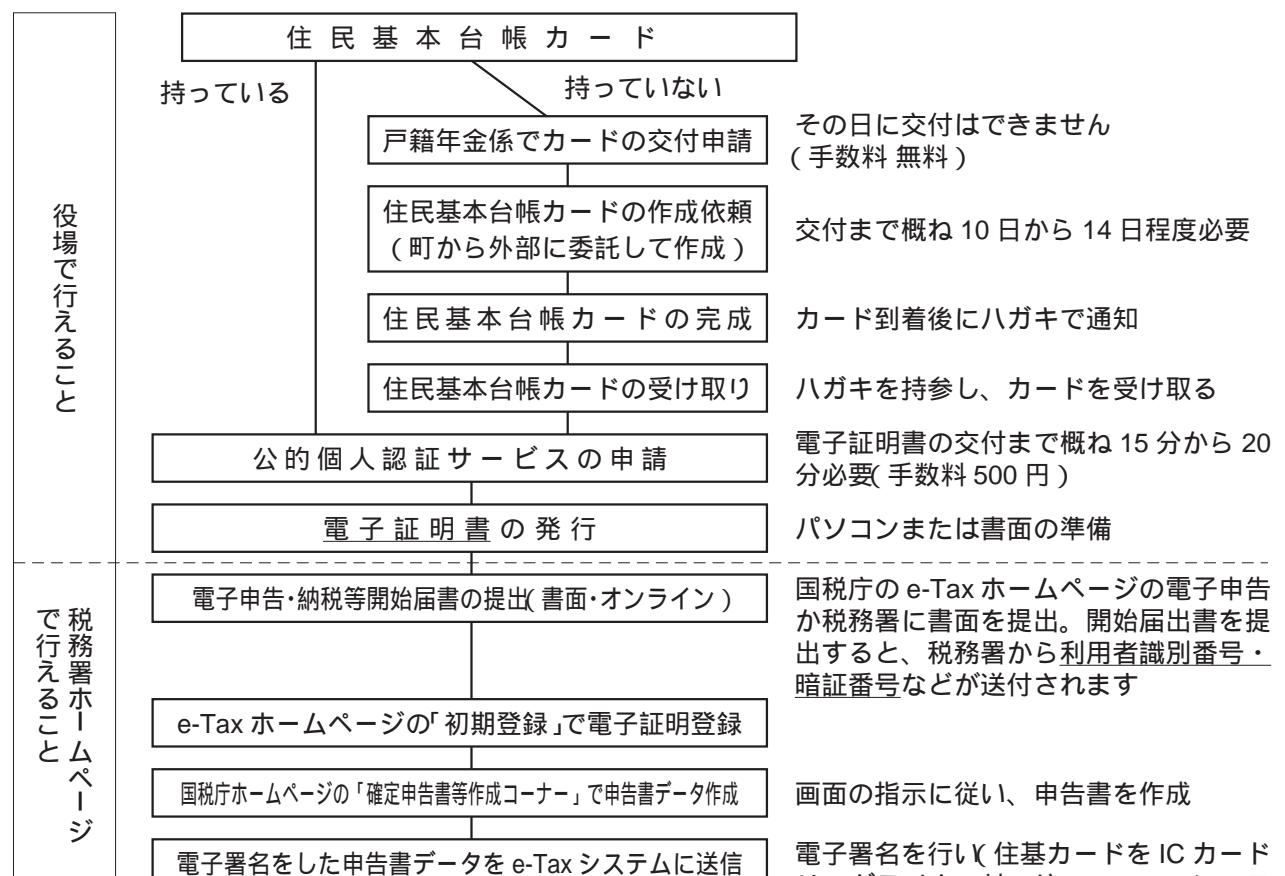
医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票などの一定の書類は、e-Taxを利用して書類の記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます（平成19年分以降に限ります）。なお、書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、提出または提示を求めることがあります。

## ③e-Taxで申告された還付申告は還付されるまでの期間が短縮されます（3週間程度へ）

所得税が年末調整されていて確定申告が不要の方でも、e-Taxを利用して申告を行うことにより、最高5,000円の所得税額控除が受けられます。

本町では、この国税電子申告が利用できる専用パソコンを申告時に役場総務課税務係の窓口に設置しますので、ご利用ください。

## e-Tax 利用手続の流れ



e-Taxを利用して確定申告をするために必要となるもの  
住民基本台帳カード

電子証明書（公的個人認証サービスを利用して取得）

インターネットへの接続ができるパソコン

ICカードリーダライタ（住民基本台帳カード読み取りに必要）} 申告時に役場総務課税務係の窓口に

役場総務課税務係の窓口で電子申告をされる際には、利用識別番号・暗証番号と住基カードによる電子証明書の手続きを事前に済ませておいてください。